府令・復興庁令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　令第一号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条中「第三条第四号、第五号、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号」を「第三条第三号、第四号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十六号」に改める。

附　則

この命令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省　令第一号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等） **第二条**　法第二条第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。 一　［略］	（政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等） **第二条**　法第二条第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。 一　［同上］